

事務連絡
令和8年3月13日

各国公立大学法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
放送大学学園担当課
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構担当課

御中

文部科学省高等教育局大学振興課

連続課程特例認定大学等の認定の申請等について（依頼）

「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和8年文部科学省令第5号）により、大学院又は専門職大学院を置く大学を対象として、学部との連続性に配慮した教育課程の編成に係る特例制度が創設されました。

近年、国内外における国際的な競争国際環境が年々高まる一方、今後18歳人口が減少する中において、大学院での高度な教育を受けたより多くの優秀な人材の輩出が喫緊の課題となっています。

本特例制度の趣旨は、こうした状況への教学上の対応として、「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（令和7年2月21日中央教育審議会）（以下「知の総和答申」という。）において、学士課程から博士課程まで縦の連続性の向上を図ることや、学士・修士5年一貫教育の推進等が提言されたことを踏まえ、効果的な学部との連続性に配慮した教育課程の編成に係る実証的な成果を創出し、今後の更なる制度改善につなげるものです。

本特例制度においては、学部との連続性に配慮した教育課程の編成の結果、修士課程等において、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けるなど、標準修業年限に応じた在学すべき年数以外の現行の修了要件を全て満たすことを前提に、1年以上2年未満が、当該修士課程等の修了に必要なかつ十分な期間であることを国として確認できる場合に、例外的に、文部科学大臣の認定により、修士課程等の修業年限を1年以上2年未満の期間とすること等を可能としています。

この度、連続課程特例認定大学（「連続課程特例認定大学の認定等に関する規程」（令和8年文部科学省告示第28号。以下「認定規程」という。）第1条に規定する連続課程特例認定大学をいう。以下同じ。）の認定の申請を受け付けることとしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 申請方法等について

認定規程（別添1）、「連続課程特例認定大学等の認定等に関する規程に関する実施要項」（令和8年3月12日文部科学省高等教育局長決定。以下「実施要項」という。）（別添2）及びその他の文部科学省ホームページ「大学設置基準等に係る特例制度について」（以下単に「文部科学省ホームページ」という。）に掲載する関係資料等も確認の上、以下の記載に沿って申請いただくようお願いします。

（1）申請書類

- ① 申請書（実施要項 様式1）
- ② 申請計画書（実施要項 様式2）
- ③ 連続課程特例認定大学の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（実施要項 様式3-1）
- ④ 他の大学の学部との間で行う連続課程の編成に係る場合にあっては、上記①～③に掲げる書類に加え、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第42条第1項各号のいずれにも該当すること又は専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第45条第1項各号のいずれにも該当することを証する書類（実施要項 様式3-2）

※ 申請書類の様式は、上記の文部科学省ホームページからダウンロードいただくようお願いします。

※ 申請に当たっては、①～③（又は①～④）の書類全てを1つのファイルにし、ファイル名を「【大学等名】連続課程特例認定大学の認定の申請書」とした上で、Word及びPDFの両方の形式で提出いただくようお願いします。

（2）申請先

大学振興課大学院係（daigakuin@mext.go.jp）宛てに電子媒体を提出

※ 学内の決裁規則上、学長印を押印する必要があるなど、特段の理由がある場合には、申請書類の郵送を妨げるものではありませんが、その場合も必ず写しを電子媒体で提出いただくようお願いします。

（3）申請期限

当面の間、随時申請を受け付けますので、期限等はありません。

※ 各大学からの申請状況も踏まえ、令和8年度以降、一定の申請期間等を設ける可能性があります。

（4）その他

大学振興課において、本特例制度についての各大学等からのオンラインによる相談（Web相談。1回につき最大50分）を受け付けることとします。詳細については、文部科学省ホームページを御確認ください。

【本件担当】

文部科学省高等教育局大学振興課大学院係

電話 03-5253-4111 (内線3336)

メールアドレス daigakuin@mext.go.jp